

2013年2月18日

ご契約者 各位

公益社団法人日本複製権センター
理事長 半田 正夫

「使用料規程」改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、また著作権ならびに当センターの活動へのご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、2013年2月15日に、公益社団法人日本複製権センター「使用料規程」の改定を、文化庁に届出いたしましたのでお知らせいたします。

この度の届出が受理されますと、2013年4月1日から新「使用料規程」が発効となります。ご締結頂いております「著作物複写利用許諾契約」におきまして、同日より適用・実施されることとなりますのでよろしくお願い申し上げます。詳細につきましては、関連資料を同封いたしましたのでご確認いただきますようあわせてお願い申し上げます。

公益社団法人日本複製権センターは、2012年4月に公益社団法人に移行いたしました。

今後も、公益性確保の観点から、利用者にとってより有益なサービスをご提供できるよう、努力していく所存ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

- 【同封資料】
- | | | |
|-------------------------|-----|---------|
| 1. JRRC 使用料改定について (資料1) | ・・・ | 1部 (1枚) |
| 2. 「使用料規程」の主な改定点 (資料2) | ・・・ | 1部 (1枚) |
| 3. 「使用料規程」対照表 (資料3) | ・・・ | 1部 (1枚) |